

試験手数料 <特別評価方法認定のための試験>

I. 劣化の軽減並びに温熱環境（温熱環境・エネルギー消費量）に関することを除く性能表示事項

1. 特別評価方法の認定に係る手数料

試験の手数料の額は、申請1件につき、表1の認定の区分欄に掲げる区分に応じ、(B)欄及び(C)欄に掲げる額の合計額とします。

表1 (単位:円/税込価格)

認定の区分		(A:床面積の合計)	(B)	(C)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験			319,000	44,000
特別の構造方法に 応じて評価する方 法の認定のため の試験	構造の安定に関する性能 表示事項として国土交通 大臣が定めるものに係る 認定のための試験	$A \leq 500 \text{ m}^2$	407,000	55,000
		$500 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	638,000	77,000
		$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	946,000	110,000
		$10,000 \text{ m}^2 < A$	1,221,000	121,000
上に掲げる試験以外のもの			396,000	55,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験			506,000	55,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験			506,000	55,000

2. 次に掲げる場合の手数料は、前記1の規定にかかわらず、(1)又は(2)に定める額とします。

(1) 建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(次号において「技術的認定等」という。)を都市居住評価センターで受けた特別評価方法について試験を受けようとする場合は、試験の区分に応じ、次の通りとします。

① 建築材料又は構造方法に係るもの

申請1件につき、表1の認定の区分に応じ、(B)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額に(C)欄に掲げる額を加算した額

② 試験方法又は計算方法に係るもの

申請1件につき、表1の認定の区分に応じ、(B)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額に(C)欄に掲げる額を加算した額

(2) 1の申請において、表1の認定の区分欄に掲げる2以上の試験の区分について試験を受けようとする場合は、それぞれの試験の区分に係る表1の(B)欄に掲げる額〔前記1(1)①に規定する場合にあっては(B)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額、前記1(1)②に規定する場合にあっては(B)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額〕の合計額にそれぞれの試験の区分に係る(C)欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額